

## 注 釈

- 注1 職員の育成と能力開発、適正配置・有効活用、公正処遇（昇進・昇格、給与処遇）を目的としたものである。その構成要素は、①能力、②情意考課、③実績考課があるといわれている。職務や役割を人事基準とした場合は、その職務・役割を実際に遂行したかどうかという実績で能力が測られるため、必ずしも能力考課という要素が全面にでない場合もある。ここでは、これらの一部でも人事考課制度として法人で取り組んでいる場合のみ「あり」とする。  
また、給与等に直結しない場合も含む。
- 注2 社協組織の会員（構成員）として社協組織への権利（評議員の選挙権・被選挙権）義務が明確になっているものをさす。
- 注3 500万円以上の地域福祉振興のための基金で、ボランティア基金、地方交付税に基づく地域福祉基金は除く。
- 注4 地域住民の自主的なボランティア活動の推進を図るため、開拓的・開発的な活動や学習・研修活動などの必要経費、あるいはそれらの活動に必要な機材購入を支援することを目的にした基金のこと。
- 注5 ボランティア活動（活動依頼や活動希望）に関する相談支援や活動支援を行っている。あるいはボランティア入門講座や福祉教育プログラムを実施している。
- 注6 次の（1）（2）を合わせた人数をここでは個人ボランティア数とする。  
（1）社協自身が把握している個人ボランティア人数  
「把握」とは、具体的には、活動紹介やあつ旋のための登録、施設利用のための登録、事業・行事への参加登録・申込み、ボランティア活動保険加入などにより、「氏名」を把握していることを指す。また上記のような登録・記録がなくても、「氏名」及び「主な活動内容先」を知っていることも把握と考える。  
（2）社協以外の団体が把握している個人ボランティア人数  
市町村内の他のボランティア推進団体が、上記と同じ要領で把握しているボランティア人数で、社協が報告・情報提供を受けたもの。
- 注7 ボランティア活動を主目的に結成された団体ではないが、活動の一環としてボランティア活動をしている団体を指す。例えば、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、自治会・町内会、青年団、女性（婦人）会、学校（ボランティア協力校など）、当事者組織など。  
なお、同団体の「ボランティア人数」は、団体構成員全員ではなく、実際にボランティア活動を行っている実人員（実活動人数）を記入してください。
- 注8 センターの方針・事業のあり方、財源の確保等ビジョンやプログラム等を総合的に諮問・検討していただく委員会組織のこと。
- 注9 地域におけるボランティア活動推進団体や関係機関等が参加して、地域全体のボランティア・市民活動のあり方や推進策等を考える組織のこと。
- 注10 ボランティアセンターにかかわるボランティアやボランティアグループ、NPOなどによる、連絡調整・協働のための連絡会議等。
- 注11 肢体不自由児親の会、視覚障害・聴覚障害・内部障害の当事者の会並びに家族の会の組織化・運営支援を行っている場合は、④「身体障害児・者（家族）の会の組織化・運営支援」において「あり」としている。

- 注12 福祉、生活に関わるあらゆる相談（ニーズ）を受け止め、専門相談機関と連携して相談・援助を進め、必要なサービスを提供し課題解決をめざしていく事業のこと。
- 注13 低所得のため日常生活費以外の臨時的費用が支出困難で、臨時支出の必要が生じた場合で他から資金の融資を受けることが出来ない世帯への貸付。
- 注14 営利を目的とせず、会員同士の助け合いを基調として、有償・有料制によって行う家事援助・介護サービスを中心とした在宅福祉サービスのこと。また、社協運営型とは、社協が法人として事業会計を持っている場合を指す。
- 注15 団体の運営に係る行政からの事務費等の補助または団体からの事務等委託費の支払いの有無。
- 注16 社協自身の保有する車、ないしは、行政等の保有する車を使用して実施するサービス（チケット配付は除く）。
- 注17 障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業のこと。
- 注18 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業のこと。
- 注19 介護給付支給決定者以外の人を対象に、日常生活に関する支援・家事について必要な支援を行なうことにより、地域での自立した生活の推進をはかる事業のこと。
- 注20 スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者の社会参加を促進する事業のこと。
- 注21 身体障害者福祉法に基づき設置される身体障害者社会参加支援施設の視聴覚障害者情報提供施設のひとつ。点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出及び閲覧事業を主たる業務とし、あわせて点訳・朗読奉仕事業等の指導育成、図書の奨励及び相談事業を行なう。
- 注22 障がいのある子どもが、おもちゃで遊ぶ喜びを発見したり、おもちゃを通して他の子どもたちと交流を深めたりできる、気に入ったおもちゃを無料で借りることの出来る施設のこと。